

概要

- 「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和7年5月）に基づき、26GHz帯における5Gの導入等に関し、各種省令（電波法施行規則等）及び関連告示の改正を行うもの。
- なお、40GHz帯については、令和7年5月に実施した利用意向調査の結果、早期の5Gの割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等も勘案しつつ、改めて制度整備の時期等を検討する。

省令	改正概要	該当条項
電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)	<ul style="list-style-type: none"> 特定無線局の対象とする無線局に、電気通信業務以外を行うことを目的とする5GNR-TDDの陸上移動局を追加。 特定無線局の無線設備の規格に、電気通信業務以外を行うことを目的とする5GNR-TDDの陸上移動局を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 第15条の2（特定無線設備の対象とする無線局） 第15条の3（特定無線局の無線設備の規格）
無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号)	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。）し、各種技術基準に反映。 FWAの周波数帯から26GHz帯を削除（経過措置あり）。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3条（定義） 第14条（空中線電力の許容偏差） 第24条（副次的に発する電波等の限度） 第49条の6の12（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備） 第49条の19（22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備） 別表第1号（周波数の許容偏差） 別表第2号（占有周波数帯幅の許容値） 別表第3号（スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値）
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和56年郵政省令第37号)	<ul style="list-style-type: none"> 工事設計書の様式への記載内容に26GHz帯を追加。 その他軽微な修正 	<ul style="list-style-type: none"> 別表第1号（技術基準適合証明のための審査） 別表第2号（工事設計の様式）

(参考) 26GHz帯における5Gの導入等に係る告示等改正・新設の概要

告示	改正概要	根拠法令
電波法第六条第八項第五号の規定に基づく総務大臣が公示する区域（新設）	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣が公示する期間内に免許申請が必要となる無線局の開設に係る区域を公示。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第6条第8項第5号
周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）	<ul style="list-style-type: none"> 26GHz帯5GNR-TDDの対象となる周波数表を追加。 26GHz帯のFWAへの割当てについて、使用期限を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第26条第1項
陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和61年郵政省告示第395号）	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第7条第1項第2号 等
電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件（平成24年総務省告示第426号）	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣が公示する期間内に免許申請が必要となる無線局が使用する周波数に26GHz帯を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第6条第8項
無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（平成30年総務省告示第356号）	<ul style="list-style-type: none"> 無線局事項書等の記載に用いるコードのうち5GNR-TDDに係るものについて、電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を対象とする改正。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則別表第2号の4
シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件（平成31年総務省告示第23号）	<ul style="list-style-type: none"> 5GNR-TDDの周波数帯域に26GHz帯を追加（電気通信業務以外を行うことを目的とする無線通信を含む。）。 その他規定の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備規則第49条の6の12第2項第2号口 等
電波法関係審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 価格競争の実施に必要な事項の審査等に係る規定を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法第7条、行政手続法第5条第1項

5G NRの技術的条件(26GHz帯)

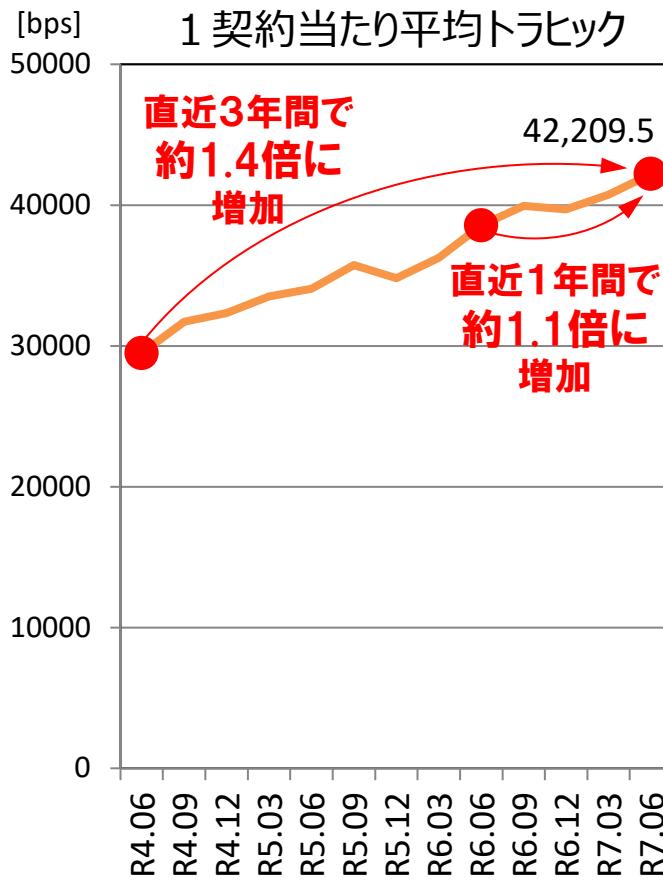
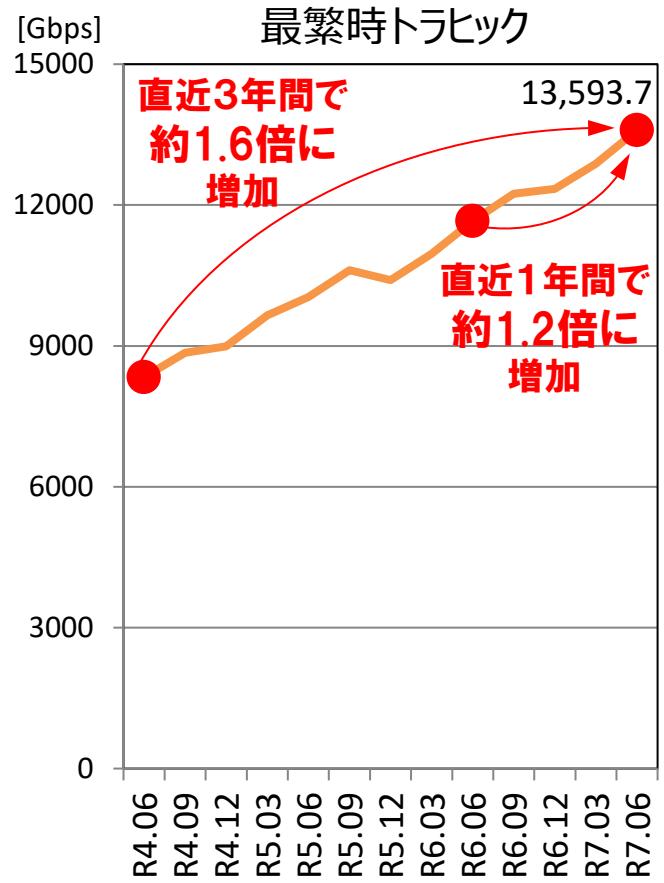
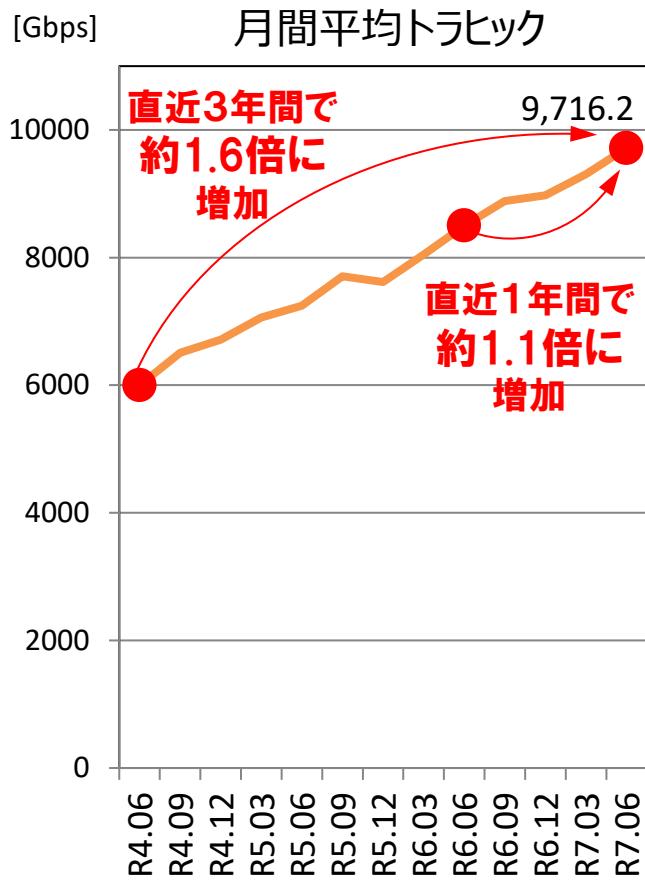
		5G NR	
周波数帯		26GHz帯 (25.25GHz-27.5GHz)	
通信方式		TDD	
多重化方式／ 多元接続方式	基地局	OFDM及びTDM	OFDM及びTDM
	移動局	OFDMA又はSC-FDMA	OFDMA又はSC-FDMA
占有周波数帯幅の 許容値	基地局	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz
	移動局	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz	50MHz/100MHz/200MHz/400MHz
不要発射強度の値	基地局	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定
	移動局	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定	占有周波数帯幅毎に スプロアス、隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定
最大空中線電力 及び空中線電力 の許容偏差	基地局	定格空中線電力の±5.1dB以内	定格空中線電力の±5.1dB以内
	移動局 (*1)	定格空中線電力の最大値は35dBm以下	定格空中線電力の最大値は35dBm以下
		定格空中線電力に2.8dBを加えた値以下	定格空中線電力に2.8dBを加えた値以下
周波数の許容偏差	基地局	±(0.1ppm+12Hz) 以内 (最大空中線電力が26dBm以下のものにおいては、±(0.25ppm+12Hz) 以内)	±(0.1ppm+12Hz) 以内 (最大空中線電力が26dBm以下のものにおいては、±(0.25ppm+12Hz) 以内)
	移動局	±(0.1ppm+0.005ppm) 以内	±(0.1ppm+0.005ppm) 以内

(*1)ミリ波領域の周波数追加により、キャリアアグリゲーションに関する下記規定を追加。

- 同一の周波数帯内（26GHz帯内又は28GHz帯内）におけるキャリアアグリゲーションで送信する場合は、各搬送波の空中線電力の合計値について、35dBm以下であること。
- 異なる周波数帯（26GHzと28GHz帯内との組合せの場合は26.5GHz-27.5GHzの範囲を除く。）におけるキャリアアグリゲーションで送信する場合は、各周波数帯で規定することとし、35dBm以下であること。

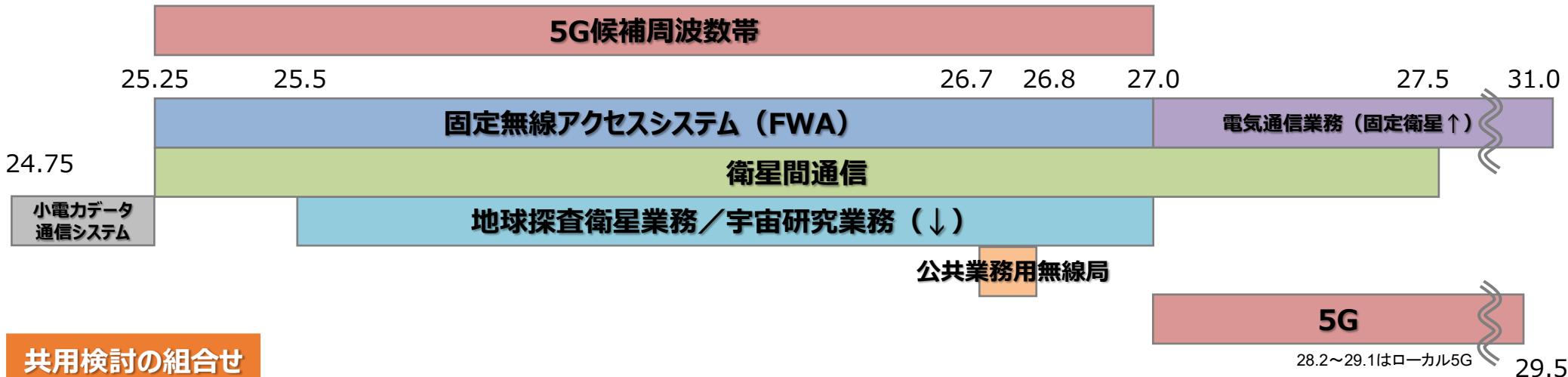
(参考) 移動通信トラヒックの現状 (令和7年6月)

- 移動通信事業者 6 者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社 (沖縄セルラー電話株式会社を含む)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社) の報告に基づき、移動通信のトラヒック量 (非音声) を集計・分析
- 令和7年6月の移動通信トラヒック集計値は、
 - ・ 月間平均トラヒック 9,716.2 Gbps (1年間で約1.1倍 (+14.3%)、3年間で約1.6倍 (+62.0%))
 - ・ 最繁時トラヒック 13,593.7 Gbps (1年間で約1.2倍 (+16.6%)、3年間で約1.6倍 (+63.1%))
 - ・ 1契約当たり平均トラヒック 42,209.5 bps (1年間で約1.1倍 (+9.5%)、3年間で約1.4倍 (+43.2%))



(参考) 26GHz帯の利用状況及び共用検討の対象システム

26GHz帯の利用/計画状況



共用検討の組合せ

5G候補周波数帯	対象システム	同一/隣接	与干渉→被干渉
25.25-27.0GHz (26GHz帯)	固定無線アクセスシステム (FWA)	同一周波数	5G→固定無線アクセスシステム 固定無線アクセスシステム→5G
	地球探査衛星／宇宙研究業務 (↓)	同一周波数	5G→地球局
	衛星間通信	同一周波数 隣接周波数	5G→人工衛星局 (衛星間通信アップリンク受信) 地球局 (衛星アップリンク送信) →5G
	電気通信業務 (固定衛星↑)	隣接周波数	5G→人工衛星局 (固定衛星アップリンク受信) 地球局 (衛星アップリンク送信) →5G
	小電力データ通信システム	隣接周波数	5G→小電力データ通信システム 小電力データ通信システム→5G
	公共業務用無線局	同一周波数	5G→公共業務用無線局 公共業務用無線局→5G
	5G	隣接周波数	5G→5G